

# 令和2年第2回(3月)川南町議会定例会会議録

令和2年3月19日 (木曜日)

## 本日の会議に付した事件

令和2年3月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第3号 川南町川南原地区国営施設応急対策事業基金条例を定めるについて
- 日程第2 議案第4号 川南町監査委員条例の一部改正について
- 日程第3 議案第5号 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第6号 川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第7号 川南町消防団員の定員、任免及び服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第8号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第7 議案第9号 川南町都市公園条例の一部改正について
- 日程第8 議案第10号 川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第11号 川南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第12号 川南町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第11 議案第13号 川南町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第14号 川南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第15号 川南町交通指導員に係る退職功労金の支給に関する条例の廃止について
- 日程第14 議案第16号 財産(土地)の無償貸付けについて
- 日程第15 議案第23号 令和2年度川南町一般会計予算
- 日程第16 議案第24号 令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第25号 令和2年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第26号 令和2年度川南町下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第27号 令和2年度川南町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第20 議案第28号 令和2年度川南町介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第29号 令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第22 議案第30号 令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算
- 日程第23 議案第31号 令和2年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算
- 日程第24 議案第32号 令和2年度川南町水道事業会計予算
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第26 発議第3号 地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定についての一部改正について
- 日程第27 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	.....日高 昭彦 君	副町長	.....押川 義光 君
教育長	.....坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	.....岩切 拓也 君
総務課長	.....新倉 好雄 君	まちづくり課長	.....山本 博 君
産業推進課長	.....橋口 幹夫 君	農地課長	.....三好 益夫 君
建設課長	.....大山 幸男 君	環境水道課長	.....篠原 浩 君
町民健康課長	.....米田 政彦 君	教育課長	.....大塚 祥一 君
福祉課長	.....三角 博志 君	税務課長	.....日高 裕嗣 君
代表監査委員	.....永 友 靖 君		

---

午前9時00分開会

- 議長（河野 浩一君）** おはようございます。これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。  
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

.....  
午前10時15分再開

- 議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。  
休憩前に引き続き会議を続行します。ここで、環境水道課長から発言の申出がありましたので、これを許します。
- 環境水道課長（篠原 浩君）** 3月10日の徳弘議員の一般質問の中で、ごみステーションのごみを担当課の職員若しくはごみの管理者がごみの中身を調べることは法的に問題はないかとの御質疑がありました。3月12日に弁護士に電話相談で確認を行いましたのでお答えしたいと思います。町担当職員若しくはごみの管理をお願いしている者が、排出者特定のためにごみの中身を調べることは原則として許されます。しかし、調べる範囲は、違法なごみ排出者の特定、又は基準違反かの判断に必要な範囲に限定されるということでございます。それらに不必要な、プライバシーを侵害するような内容の調査や方法をとると違法な行為となる場合があるとのことでした。結果としましてはですね、排出者特定、若しくは基準違反ということを目的にですね、調べることににおいては、法的に問題はないということでございます。
- 以上でございます。

- 議長（河野 浩一君）** 次にまちづくり課長の発言を許します。

**○まちづくり課長（山本 博君）** 3月13日の令和2年度川南町一般会計予算のですね、児玉議員の御質疑に対する答弁に対しまして1か所訂正をさせていただきたいと思っております。川南西地区公民館におきましては、来年4月以降に自治公民館長が週2日駐在し、それ以外に事務員を新たに3名雇用するとお答えをしておりますが、事務員を1名雇用し、週3日勤務するに訂正をさせていただきます。申し訳ありません。よろしく願います。

**○議長（河野 浩一君）** 日程第1、議案第3号川南町川南原地区国営施設応急対策事業基金条例を定めるについて、日程第2、議案第4号川南町監査委員条例の一部改正について、日程第3、議案第5号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第6号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部

改正について、日程第5、議案第7号川南町消防団員の定員、任免及び服務等に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第8号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、日程第7、議案第9号川南町都市公園条例の一部改正について、日程第8、議案第10号川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第11号川南町介護保険条例の一部改正について、日程第10、議案第12号川南町営住宅管理条例の一部改正について、日程第11、議案第13号川南町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について、日程第12、議案第14号川南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、日程第13、議案第15号川南町交通指導員に係る退職功労金の支給に関する条例の廃止について、日程第14、議案第16号財産（土地）の無償貸付について、以上、14議案を一括議題とします。

本、14議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

**○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君）** 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

議案第4号川南町監査委員条例の一部改正については、地方自治法の改正に伴う条例の一部を改正するものです。討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決です。

議案第5号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、働き方改革の一環として関連法律の一部が改正されたことによる条例改正です。討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決です。

議案第6号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、令和2年4月1日から施行される会計年度任用職員の制度について、必要な事項を整備するため条例の一部を改正するものです。本来なら必要人員である臨時、非常勤職員は正職員にすべきだ、反対討論の申出があり、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第7号川南町消防団員の定員、任免及び服務等に関する条例の一部改正については、将来に夢を持ち、子どもたちが憧れる消防団を目指してほしいとの意見がありました。討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第8号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、特に意見はなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第9号川南町都市公園条例の一部改正については、特段の異議はなく、全員賛成で可決であります。

議案第10号川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、重度障害者の病院窓口での現物給付実現はうれしいニュースですが、負担増になる方への対策を考えてほしいとの意見がありました。全員賛成で可決です。

議案第11号川南町介護保険条例の一部改正については、昨年の10月から消費税率が引き上

げられたことに伴い低所得者対策として介護保険料の軽減が行われました。介護保険制度の中で、保険あって介護なし、金の切れ目が介護の切れ目ともいうべき深刻な事態が拡がっているため、反対討論の申出があり、賛成多数で可決です。

議案第15号川南町交通指導員に係る退職功労金の支給に関する条例の廃止については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うもので、やむを得ないことなのか、誇りをもって交通指導員を務めている姿は崇高だとの意見がありました。討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第16号財産（土地）の無償貸付については、現在の利用者に丁寧に説明を求める意見がありました。討論はなく、全員賛成で可決です。

以上で、総務厚生常任委員会に付託されました報告を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

**○文教産業常任委員長（徳弘 美津子君）** 文教産業常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。各所管の担当課長及び担当職員の説明を受けました。

議案第3号川南町川南原地区国営施設応急対策事業基金条例を定めるについてです。この事業は、県内3か所に設置された国営施設機能保全事業で老朽化による機能低下がみられ、施設長寿命化計画を策定し、幹線水路の補強や水路橋の橋脚の補修や補強を行うものです。川南原地区は令和元年から令和7年度に工事の完了が予定されています。総事業費は21億円と見込まれ、町の負担は9%となり毎年基金として積み立てるもので、その条例を定めるものです。令和2年度の積立額は、当初予算で計上されておりますが、2,567万7千円となります。

議案第12号川南町営住宅管理条例の一部改正についてです。民法改正により公営住宅の連帯保証人の債務負担を12月を限度に制定するものです。

議案第13号川南町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてです。自転車に関する道路構造令の改正です。背景として過去10年間で交通事故件数は約4割減少する中で、自転車対歩行者の事故件数は約1割減にとどまることから歩行者、自転車、自動車が適切に分離された自転車通行区間の整備が重要となっております。現在の町道では該当する道路はないとのことです。

議案第14号川南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてです。令和2年4月より水道事業に営農飲雑用水の給水区域を組み入れることにより、川南町営農飲雑用水施設設置条例と営農飲雑用水特別会計は廃止となります。営農飲雑用水給水対象地域の料金については従前のおりです。この改正によって給水人口、最大給水量は減っておりますが、改正前の数値が平成24年度で、現在は人口が減少しており給水区域が増えても給水人口と最大給水量は平成30年度実績により減少となりました。今回の統合により営農飲雑用水と上水道

とは管の接続はしませんが今後水圧等の不都合が出た場合などは想定されるということです。

以上第3、12、13、14号の4議案について、討論はなく全員賛成で可決です。

報告を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第3号川南町川南原地区国営施設応急対策事業基金条例を定めるについて討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第3号川南町川南原地区国営施設応急対策事業基金条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号川南町監査委員条例の一部改正について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第4号川南町監査委員条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第5号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第6号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対する立場から討論をいたします。今回の条例制定は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正したことに伴うものです。今回の法改正は、この間増大してきた地方自治体の臨時非常勤職員の実態が地方公務員法の規定と乖離しているとして増大した臨時非常勤職員の受け皿として、新たに有期雇用契約である会計年度任用職員制度を新設するものです。反対理由の第1は、臨時非常勤を急増させてきた国と地方自治体の責任への反省はなく、臨時非常勤の正規化などの基本的な根本的な改善策が示されていないことです。三位一体改革や集中改革プランなどによって国から正規職員の定員削減を迫られる中、行政需要の増大に対応した結果、地方自治体の臨時非常勤職員が急増してきました。本町も正規職員の4割を超える臨時職員が常時働いている現状です。民間の非正規雇用労働者に認められた雇用法理の適用による無期転換の対象外とされ、司法の場でも歯止めがかからなかったことで不安定低賃金の臨時非常勤職員が自治体職場で一貫して増え続けてきました。本来なら基幹的恒常的業務については、常勤化すべきです。ところが今回の法改正には常勤化への道を積極的に開く内容は一切ありません。反対理由の第2は、導入された会計年度任用職員制度が入口規定のない有期任用の職となっており会計年度ごとの任用と、雇止めを地方自治体の判断で進めることを可能としており、合法的な人員の調整弁となる可能性を否定できず、地方公務員法上の職の無期限任用の原則を取り崩す恐れがあることです。臨時職員の処遇改善は当然のことと思いますが、地方自治体の職場が法の原則や国際ルールがしっかりと守られるよう強く求めまして反対討論をいたします。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。



これから議案第6号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。従って、議案第6号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号川南町消防団員の定員、任免及び服務等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第7号川南町消防団員の定員、任免及び服務等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました

議案第8号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第8号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号川南町都市公園条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第9号川南町都市公園条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第10号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第10号川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号川南町介護保険条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第11号川南町介護保険条例の一部改正について、反対討論をいたします。介護保険制度は、1997年に介護保険法が成立し、2000年4月から施行されました。国は当初、家族介護を解決、社会全体で介護を支えるために介護保険制度を導入しました。介護保険料は、所得によって、川南町の場合9つの段階に分けて介護保険料をかけています。財源は公費税金が50%、65歳以上の方の介護保険料が23%を占め、40から64歳以下の方の介護保険料は27%で運営されています。介護保険料は、多くの方が問答無用で年金からの強制天引きです。年金が月1万5,000円を下回る場合、年金から天引きせず納付書によって納めることになっています。生活することが困難な所得階層の町民が滞納者の多くを占めていることを示しているように介護保険料が高齢者の生活を脅かしています。当面の生活をなんとかするために、介護保険料を納めることを断念し、滞納することは介護サービスを諦めるという究極の選択をすることです。介護保険料を1年以上滞納すれば、申請により保険給付分の9割は償還されるものの、介護費用の全額をいったん利用者が負担しなければなりません。ペナルティーがかけられています。昨年12月、厚生労働省の社会保

障審議会介護保険部会で意見書をまとめました。その中で、介護保険施設に入所する低年金の人、月収10万から12万9,000円の食費負担を月2万2,000円値上げすることを打ち出しました。負担増により施設からの退所や入所を断念することが懸念されます。家族介護の負担を重くし、介護離職を増やすことに繋がります。今回の介護条例の改正は昨年10月の消費税率引上げに対する低所得者対策として介護保険料を引き下げるもので評価しますが、介護保険は現在の高齢者だけでの問題ではありません。年間10万人を超える人が、家族の介護のために離職転職を余儀なくされている中で、今や現役世代も含めた国民的な課題となっています。介護の自己責任化ではなく、公的責任の発揮を前提にした真の介護の社会化を求めまして介護保険条例の一部改正について、反対討論といたします。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第11号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第11号川南町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号川南町営住宅管理条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第12号川南町営住宅管理条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号川南町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第13号川南町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号川南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第14号川南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号川南町交通指導員に係る退職功労金の支給に関する条例の廃止について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第15号川南町交通指導員に係る退職功労金の支給に関する条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号財産（土地）の無償貸付について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第16号財産（土地）の無償貸付については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第23号令和2年度川南町一般会計予算、日程第16、議案第24号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、日程第17、議案第25号令和2年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第18、議案第26号令和2年度川南町下水道事業特別会計予算、日程第19、議案第27号令和2年度川南町介護認定審査会特別会計予算、日程第20、議案第28号令和2年度川南町介護保険特別会計予算、日程第21、議案第29号令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第22、議案第30号令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算、日程第23、議案第31号令和2年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算、日程第24、議案第32号令和2年度川南町水道事業会計予算、以上、10議案を一括議題とします。

本、10議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

**○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君）** 総務厚生常任委員会に付託されました議案について御報告申し上げます。

議案第23号令和2年度川南町一般会計予算については、歳入歳出予算の総額100億3,200万円、前年度当初予算比7.2%増です。現地調査は番野地農村公園、通浜地区JR避難階段非常照明設置、通浜地区避難路整備設計、通浜方面隊消防機庫移設予定地の4か所を行いました。本年度から自治公民館活動費交付金より、自治公民館長の報酬が支払われるよう改正されているが、その支払い根拠が複雑で混乱が予想される、改悪ではないのか、公民館活動に混乱が生じないように適正に対応すること。川南別館建設について、ようやく建設費が計上されたが、民間活力による建設で、予算的には賃借料という形で上程された。民間活力による施設整備は川南町としては初めてのことでなかなか理解しづらかった。民間が建設をし、町が10年間のリースをするということで総合的には町で発注するよりも1千万円安くなるということである。リース契約条項をしっかりと精査し、将来的に町に損失を与えることのないようにという意見が出された。提案に一貫性がないことも指摘があった。賃借料で

すが、当初計画から二転三転しています。今回も唐突にリース契約の提案で、まさに朝令暮改の典型ではないか。猫の目のように変わることはないようにもっと練り上げて途中で変更することのない議案を提出すべきという意見がありました。総合福祉センター建設について、平面図等説明をいただき、内容については社会福祉協議会や福祉課の事務所の他にボランティア団体等の活動する部屋や高齢者等の趣味の部屋、また町民が来られて触れ合う賑わいスペースなど素晴らしいものが計画されている。このセンターが町民から愛される、また癒しの場所になることを期待している。そのためにはセンターの職員が再度一人ひとり福祉の原点に立ち、町民への接遇等に留意されることを強く要望したい。さらにはセンターの愛称も今後検討してはどうかという意見が出されました。また、総合福祉センター新築については図面を基に詳しい説明を受けた。整備の充実とともに重要なことは、関係職員の意識改革であり、行動改革である。職員個々が過去の慣習にとらわれない組織運営を目指した準備も必要である。仏作って魂入れずになってはならない。小規模でも県一番の福祉施設を目指してほしいとの意見がありました。慎重に審査し、反対討論の表明があり、賛成多数で可決であります。

議案第 24 号令和 2 年度川南町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出の総額を 22 億 9,106 万 6 千円とし、一時借入金の借入限度額を 1 億 2,000 万円と定めるものです。国民健康保険税の歳入は 5 億 3,494 万 5 千円で前年度より 1 億円多く計上です。保険準備積立基金繰入金 1 億 7,437 万 9 千円は保険税の増収が見込めないこと、保険給付費等の増による不足分を補てんするためのものです。医療の高度化、高齢化の増等による一人当たりの医療費は上昇が見込まれます。基金残高は 4 億 9,990 万 3,177 円です。採決は反対討論の表明があり、賛成多数で可決です。

議案第 27 号令和 2 年度川南町介護保険認定審査会特別会計については、歳入歳出の総額をそれぞれ 671 万 6 千円とするものです。主なものは、介護認定審査会委員報酬と事務補助賃金です。討論はなく、原案のとおり賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第 28 号令和 2 年度川南町介護保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ 17 億 5,568 万 3,000 円とするものです。前年度比 3.9%増です。一時借入金の最高額は 5,000 万円とするものです。採決の結果、反対討論の表明があり、賛成多数で可決であります。

議案第 29 号令和 2 年度川南町後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 60 万 9 千円とするものです。後期高齢者広域連合に納付金として納めるものです。後期高齢者の数は 2,723 名で増えています。採決の結果は、反対討論の表明があり、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第 31 号令和 2 年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算については、これまで不服の申立はなく、特に意見はなく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で総務厚生常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

**○文教産業常任委員長（徳弘 美津子君）** 文教産業常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。各所管の担当課長及び担当職員の説明を受けました。

議案第23号令和2年度川南町一般会計予算です。担当課ごとに報告いたします。

建設課関係です。歳入では町営住宅の家賃7,200万円ですが、現在町営住宅は20団地507戸となっています。平屋長屋は234戸中119戸が空家です。歳出では高齢者免許返納対策事業助成金は75歳以上1,523人に2,000円の回数券を配布し、令和2年度に免許返納者200名に5,000円のトロンバスかタクシーが使える券を助成するものです。意見として、昨 year 高齢者の事故を不安視して返納した方々についてさかのぼって支給することはできないか、とありましたが考えていないとのことでした。危険木除去事業補助金として100万円計上され、費用の3分の1、上限20万円を補助するものです。町道の下野田、勝司ヶ別府の改良工事として今回は道路改良工事として下野田橋24mを掛けるもので8,300万円、関係土地を692万円で購入するものです。川南駅業務委託は観光協会に委託するものです。町営住宅維持管理工事2,347万9千円は火災報知器更新、白坂住宅防水工事です。ひばりが丘住宅2戸建て住宅の電気給湯器については、更新時期を経過し今回全戸更新するものです。危険家屋解体事業補助金は昨年度は利用されませんでした。50万円を限度に補助するもので5件を計上しています。

農地課関係では、歳出で川南原地区国営施設応急対策事業基金積立金2,567万7千円は議案第3号の関連予算です。県営事業負担金は6地区で1億2,709万8千円で負担率は18.3%です。

産業推進課では、農業振興関係では昨年に引き続きトレーニングハウス運営への補助。また産地パワーアップ事業としてイチゴ農家11件、ピーマン農家6件、キュウリ農家1件、トマト農家2件が計画され、ハウスの建設や付帯設備を整備するものです。この事業の目的は、ハウスの更新により持続性のある経営を構築し、産地を維持するものです。総事業費は5億5,085万円で国の10分の5事業分として2億1,884万円、上乘せの施設園芸用ハウス設置整備事業補助金、JA尾鈴園芸創生事業分として町10分の2補助で8,219万2千円とJAが10分の1補助をするものです。また、施設園芸用ハウス設置整備事業補助金1,500万円の分は国の事業に乗らないハウスが対象となり、補助率3分の1で新設ハウス上限300万円で3件分、中古ハウス改良、移設では上限100万円で6件分を計画しています。畜産関係では、畜産酪農収益力強化総合対策基金事業として国の事業として1億5,195万9千円は2件の畜産農家に補助します。内訳はブロイラー鶏舎建設として西光原の畑野氏がウインドレス3棟の鶏舎を新設し総事業費2億7,683万2千円で2分の1補助として1億2,583万2千円となります。現在の出荷数94万5千羽から164万7千羽となり年間5.5回転の出荷

を見込んでいます。豚舎建設では通山の金次氏が1棟の豚舎を新築し総事業費は5,744万6千円で2分の1補助として2,512万7千円となります。漁港整備として防波堤の新設工事5,000万円は国の事業で1割を負担するものです。今年度の事業費は5億円となります。商工業振興費として住宅リフォーム補助金で今年度は1,941万7千円となります。川南町電子地域通貨で助成するもので、上限20万円、補助率は3分の1です。地域通貨は通常の商品券ではなくカードまたはスマホのアプリを使うものです。委員会では、決済方法については利用する側、商店双方の理解をしてもらうことと意見がありました。

環境水道課では、塵芥収集業務委託料として4,812万6千円の内訳として収集業務にあたっている川南衛生公社分4,397万円と坂の上不燃物等中継施設業務シルバー人材センター分412万5,660円等です。川南衛生公社の内訳はごみ収集に関する人件費の積算として2,435万円で各収集業務人数、時間、時給、その業務日をかけて積み上げています。他に収集車両の燃料や車検、修繕、消耗品費、車体の償却、福利厚生費となっています。教育課関係では、文化ホール図書館空調改修工事3億円と設計委託730万円が計上されており、現地確認をしました。文化ホール建設から20年以上経過し、昨年からは不具合がみられ、大幅な更新が必要なことから今回計上されました。これまでの熱源装置については氷蓄熱式空調システムと給水冷温水機の併用でしたが、今回から給水冷温水機を2機に更新するものです。引き続き使用できるものを除き多くは更新します。配管やタンクの構造物は洗浄し引き続き使用し、付随する機器については耐用年数を超えているため全て取り換えます。工期は令和3年1月6日から3月末となっています。この改修によりホールで実施できないものは生涯学習大会となります。研修室等については一部単独の空調が機能することで利用は可能ですが、図書館は本体に接続していることで工期中空調は機能しませんが、現在のところ何らかの暖房対策を行い開館を予定するとのことでした。

議案第25号令和2年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算です。歳入歳出予算の総額はそれぞれ3,976万3千円となっています。歳出の漁業集落環境整備事業費の委託料2,000万円は浄化センター機能診断で機能保全計画の作成を委託するものです。施設の長寿命化を図るために現状を調査し今後の耐用年数を考慮しながら計画的に補修していくものです。これをしないと国も補助金が交付されなくなっています。償還金は399万8千円となり現在のところ令和4年度で終了予定です。区域人口は969人、加入人口は763人で78.7%となっています。管の総距離は7から8キロメートルとなっています。今後加入については増える可能性は低いとのことでした。

議案第26号令和2年度川南町下水道事業特別会計予算です。歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億5,723万4千円となっています。歳出の公営企業会計移行総合支援業務委託料の1,152万円は令和5年度までに国の通知により公営企業会計に移行しなければならず、令和2年から4年にかけて資産調査を行い固定資産台帳等を作成するものです。令和5年度より



企業会計になる予定です。それにより漁業排水事業も下水道会計に組み入れとなる予定です。下水道事業の区域内人口は3,420人、加入人口は2,468人、加入率は72.1%です。

議案第30号令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算です。歳入歳出予算の総額はそれぞれ209万5千円となっています。歳入として利用農家からの使用料は209万2千円で内訳は和牛繁殖3件、和牛一貫1件、肥育2件、酪農6件、豚一貫4件、豚肥育2件、豚繁殖1件、養鶏4件計23件となっています。メーター検針は職員で行っています。使用料支出は尾鈴土地改良区へ180万円となっています。

議案第32号令和2年度川南町水道事業会計予算です。給水戸数は6,550戸で昨年比146戸増となっています。増加の理由は営農飲雑用水事業が統合されたためです。当年度純利益は3,884万8千円です。営農飲雑用水を水道事業と統合する理由は人口3万人未満の市町村については令和2年度までに特別な事情がない限り統合することが決定されており、統合しないと今後様々な補助事業が受けられないとなります。令和2年4月1日から水道事業会計と営農飲雑用水事業と統合することで、資産合計は28億4,654万6,605円に1億6,453万9,205円増額し30億1,108万5,810円になり、負債合計は5億3,635万4,526円に1億603万5,492円増額し6億4,239万18円になります。資本合計は23億1,019万2,079円に5,850万3,713円を増額し23億6,869万5,792円になります。

以上慎重に審査し文教産業常任委員会に付託された議案第23、25、26、30、32号の5議案については全員賛成で可決です。以上報告を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で、委員長報告を終ります。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時08分休憩

午前11時18分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第23号令和2年度川南町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第23号令和2年度川南町一般会計予算、私は、令和2年度

川南町一般会計予算案について、反対の立場で討論をいたします。政府の新年度予算案は、消費税増税で深刻な打撃を受けている国民の暮らしや営業には目もくれず、大企業優遇と大軍拡を推し進める最悪の予算案です。新年度予算に大きくかかわる課題は、昨年10月から始まった消費税10%の影響です。町民の暮らしにも地域経済にも大きく影を落としています。そして今、新型コロナウイルスが命と健康を脅かす今こそ社会保障が人権保障としての機能を果たさなければなりません。川南町の当初予算は、一般会計で103億3,200万円。対前年度当初予算比7.2%の増額予算です。今、町民の暮らしは、年金は減らされながら、医療や介護の負担は増え、消費税増税が追い打ちをかけるという厳しい状況です。町民の暮らし、地域経済、基幹産業である農業をどう守っていくのか、町民の暮らしを守り、福祉の増進に努める地方自治体の役割が問われています。予算の全体では、福祉や医療、教育文化、農業、漁業、商業、地場産業の振興など必要な予算が組まれていますが、不十分さや問題点も含んでいます。

第1に、医療、福祉、社会保障についてです。地域医療構想の下に病床削減の方向が加速されようとしています。昨年9月、政府が突然全国424病院を名指しして、2020年9月までに、再編統合、機能移転、ベッド数縮減などの計画を具体化するよう求めました。宮崎県内は7病院の中に、町内の国立宮崎病院と都農町の町立病院が対象に挙げられ、衝撃が走りましたが、こうしたことで地域医療が守られるのか、安心して医療が受けられずして人口減少を止めることはできません。必要な医療や介護がしっかりと保障されるものでなくてはなりません。町の対応を求めておきます。

第2に、農業予算で必要なのは家族農業を支え持続可能な農業にするための価格補償や所得補償予算、農家を直接支援する手立てを講じ、安全、安心な食糧の自給、地産地消の推進で、川南町の農業と農家を守ることではないでしょうか。住宅リフォーム補助、子ども医療費助成など暮らしや福祉予算も計上されていますが、交付金や補助金などに依存している本町財政はまだまだ厳しい状況が続くことが予想されますので、今後も自主財源比率の向上が当面の課題となっています。令和2年度も、行財政改革による民営化の推進など、町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算計上です。十文字保育所、川南東保育所、野田原保育所、記念館保育所、山本保育所の統合民営化、老人ホームの社会福祉法人への譲渡も、学校給食調理業務の民間委託も安上がり論と同じ目的で、継続して強行されています。さらに、水道料金、下水道料金にも消費税が上乘せされ、町民の負担増です。また、文化ホール図書館が指定管理者となり、町の手から離れています。指定管理者制度は、公の施設の民営化を推し進める道具として、国によって導入され、民間のノウハウ活用や人件費を含む経費削減などを主な目的に、川南町も取り入れています。公共施設は町民の福祉を増進する目的であるという原点に立ち返り、公共施設における指定管理者制度のあり方について、研究検討する必要があります。民間でできることは民間で、官から民へという構造改革路線

を背景に安上がりを目指すために具体化された保育、福祉、医療、教育など、働き手の質と経験の積み重ねが重要な分野の施設は、本来直営にすべきであり、認めるわけにはまいりません。民営化の方向が打ち出されて以降、保育所を民間が経営するのは当たり前となっています。町営で残っている番野地保育所は、民間で残す方向ですが、保育所を利用する皆さんは安心安全な保育を受けられる環境をつくるためには、保育士の処遇改善に取り組んでほしいと要望があります。中央保育所は、自治体が保育の実施義務を負う公的保育制度が原則の保育所です。保育所は、子どもたちや保護者の皆さんが安心して通い、仕事に向かえるよう一緒に考え応援する場所です。川南町の宝の保育所です。通浜児童館の廃止がされましたが、跡地利用も気軽に地域の皆さんが集える憩いの場にしてほしいです。放課後児童クラブ学童保育も委託されました。学童保育の社会福祉法人への委託は支援員など働いている方には不利益はない、労働条件が良くなり今までと同じ場所で預かり、料金も変更はない、町長はいつも子どもは宝、希望だと言われます。安心して子育てできる環境を守ってほしいです。マイナンバーカード関連予算が計上されています。この制度は、個人情報保護という観点から、十分な対策がとられていないのが現状です。従って、町民に不安を与えることはやめるべきです。全国でマイナンバーカード交付枚数率は、15%にとどまり、制度は失敗しています。以上当初予算について、数点問題点を指摘させていただきました。

自治体本来の役割である住民の健康と福祉の増進、町民の立場を貫く町政こそ求められています。町民の苦難に心を寄せた、温かな行財政運営を求めまして反対討論を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第23号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。従って、議案第23号令和2年度川南町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第24号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論いたします。国が2018年度から導入した国保の都道府県化事業は、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れを行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。保険料高騰に対する国の緩和策が行

われていますが、国保の抱える構造的問題は何ら解決されていません。昨年度県内では、9つの自治体が国保税の引上げを行っていますが、これは値上げ自治体の多さでは全国第10位です。国保加入者は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めます。貧困化で国保税を払えずにいる人が多数いるにもかかわらず、国が国庫負担金を減らし続けてきたために国保税は高騰しています。ところが国は、市町村の公費繰入を削減廃止する取組を進めないと保険者努力支援制度の交付金を減らすペナルティー措置を今年度2020年度から導入するとしています。認めるわけにはいきません。これまで削減してきた国庫負担を増やすことなどを国に求め、高すぎる国保税の引下げの手だてを尽くすことこそ必要であることを強く求めて反対討論といたします。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第24号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第24号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号令和2年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第25号令和2年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号令和2年度川南町下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第26号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第26号令和2年度川南町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号令和2年度川南町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第27号令和2年度川南町介護認定審査会特別会計予算案について、反対討論をいたします。介護保険制度の利用に決定的な役割を果たしているのが要介護認定です。要介護認定は、介護を要する状態を正確に把握し、その人に最もふさわしいサービスの内容と量を判断するために行われるものです。申請を受けた町は、申請した人を訪問し、調査を行います。この調査と並行して町は、申請者の主治医に意見書の提出を求めます。町は専門的な第三者機関として介護認定審査会を設置しています。認定審査会は、調査項目を全国共通のコンピュータソフトにかけて得られた第一次判定結果と主治医の意見を基に要介護状態の審査で判定を行います。判定によって介護保険給付が受けられない非該当、要支援1、2、要介護1から5となります。判定結果が町から通知されてサービスを受けることとなりますが、急を要する場合申請した日にさかのぼってサービスを利用することになります。この認定制度には多額の事務費が使われています。判定では機械的に利用制限がかけられています。要支援1、2の介護保険外しは介護保険制度改悪の歴史の中でも最悪とされています。要支援者の訪問介護とデイサービスが介護保険の給付から外されてしまうことになったのです。外されたサービスは、市町村の地域支援事業に移行し、無資格者やボランティアでもサービスの提供ができるようになりました。いわば、専門家不在となることに多くの関係者が警鐘を鳴らしています。専門家がケアに携わるからこそ、軽度の認知障害や初期の認知症の人が適切なサービスを受けられます。要介護認定制度は廃止し、現場の専門家の判断で適正な介護を提供できるようにするべきです。介護認定審査特別会計予算について、反対討論をいたします。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに討論はありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第 27 号令和 2 年度川南町介護認定審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 28 号令和 2 年度川南町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第 28 号令和 2 年度川南町介護保険特別会計予算について、反対討論をいたします。介護保険は、今年 4 月に発足から 20 年目です。介護保険制度が当初に謳い文句にしていた、介護の社会化、利用者本位はどこへ行ったのでしょうか。高い介護保険料をとられ、要介護認定を受けたにもかかわらず必要なサービスが利用できない。まさに保険料だけ取り立てて介護なし、と言われるように家族介護の負担は重くなっています。川南町の高齢化率は増加傾向で、年々上昇しています。高齢化が進むにつれて、介護保険料は上がり、高齢化のピークを迎える令和 7 年には標準年間保険料は 25%まで上がると予想されています。介護保険について、財政制度等審議会は本人負担を原則 1 割から原則 2 割への引上げを念頭にした段階的な負担増、ケアプランの有料化のほか、要支援 1、2 に続き要介護 1、2 の生活援助を保険給付から外し、地域支援事業へ移行させることも求めています。介護のことはこれまで他人事でした。新聞記事ですが、母親 88 が昨年の師走に娘 70 を刃物で刺した無理心中事件、福岡市のサービス付き高齢者住宅で、パーキンソン病で要介護 5 の娘をサービスを使いながら介護していました。介護の悩みだけでなく経済的な不安も抱えていました。わたくしの連れ合いも最近認知症が進み、一人で長い時間留守番ができません。デイケア施設に毎日通って今のところどちらも明るく過ごしてはいます。高齢者が元気で利用者が少ないことがよいことです。しかし必要な介護まで受けられないようになっては利用者も家族も大変な負担となります。国が町民の暮らしを脅かす仕打ちをしてきたらそれに立ちはだかつて町民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす、これが本来の自治体の仕事です。高齢者が住み慣れた家、地域で安心して生きがいをもって暮らせる町川南を目指しているのですから、何よりも高齢者にとって必要な介護が受けられなくなったり、介護予防に逆行することのないよう高齢者の実態を踏まえ、介護保険制度を抜本的に改革し、安心できる制度にしていくためには国庫負担の大幅な引上げが不可欠です。しかしその財源を逆進性が明らかな消費税に求めることは、所得の再配分を通じて平等化を目指す社会保障のあり方として根本的に間違っています。財源は国家財政、税制を国民本位に組み替えることで十分に確保が可能です。払える保険料と利用しやすい利用料を訴え、社会保障としての介護保険制度の構築を求めて反対討論といたします。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第28号令和2年度川南町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第29号令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。この特別会計は、平成20年4月1日に発足した後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。75歳以上のすべての人は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの独立保険に入れられました。75歳以上の人は、家族構成や就労状況、年収などにかかわらず74歳以下の人とは別の保険に強制的に囲い込まれたのです。川南町の2月末では、2,723人が後期高齢者医療保険に加入しています。1、これまで負担のなかった扶養家族を含め、一人一人から保険料を取り立てる。2、受けられる医療を制限し、差別する別建て診療報酬を設ける。3、保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる。4、保険料を払えない人からは保険証を取り上げる。この制度は、高齢者を他の年齢層から切り離し、高い負担と安上がりの差別医療を押し付けることにあります。病気にかかりやすく、治療に時間がかかる後期高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、負担増を我慢するか、不十分な医療を我慢するか、の二者択一に追い込んで、医療社会保障にかかる国の予算を削減することが狙いです。また、後期高齢者医療制度を運営するのは、後期高齢者医療広域連合議会です。川南町からは、この広域連合議会に誰も選ばれてはいません。後期高齢者医療広域連合議会は、国が法律で加入させ、脱退も認められていません。運営主体は広域連合議会ですが、保険料の徴収督促、保険証の受け渡し、受付、窓口業務など住民と直接やりとりする業務の多くは川南町が担います。広域連合議会では、住民の声が届きにくいなど問題点があります。保険料も後期高齢者の人口比率が増えるのに応じて自動的に引き上がる仕組みです。高い保険料や差別医療を押し付けるもので、廃止しかないと考えます。少ない年金から介護保険料や後期高齢者医療保険料が天引きされると、生活は本当に苦しい、どこまで高齢者をいじめるのか、という不安の声が広がっています。後期高齢者医療制度の

廃止は、待ったなしの課題です。老人保健制度に戻すとともに、必要な財政措置を行うことを求め、反対討論といたします。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第29号令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第30号令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号令和2年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。



従って、議案第31号令和2年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号令和2年度川南町水道事業会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第32号令和2年度川南町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の入口を閉めます。

ただ今の出席議員は12名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に内藤 逸子君及び川上 昇君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票を願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。内藤 逸子君、川上 昇君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数 12 票のうち賛成 11 票、反対 1 票であります。

以上のとおり、賛成が多数であります。

従って、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

日程第 26、発議第 3 号地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定についての一部改正についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

**○議員（内藤 逸子君）** 議員発議第 3 号地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定についての一部改正について、地方自治法第 243 条の 2 が、第 243 条の 2 の 2 となるため、その部分を改正するものです。平成 2 年議員発議第 1 号で町長へ専決処分できる指定を議会が委任したもので、改正についても議員が行うべきと考えますので提案いたします。以上終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 発議第 3 号地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定についての一部改正についてであります。当然提案としては、専決できる場合が 4 つあると思いますが、昨年 8 本専決処分案があがっておるわけですが、その 8 本がこの、4 つの中に該当するやつがあったか、専決処分した場合、次の会議において町長が報告する、承認を求めるわけでありましたが、議会が不承認としても、した場合、いかななものになるのか伺いたい。

**○議員（内藤 逸子君）** 今回の改正案は、地方自治法の中身については変わらなくて、243 条の 2 が 243 条の 2 の 2 になるだけで、変更はありません。だから中身については関係なく番号だけが繰り下がるという提案でございます。以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 数字を変えるかい、関係ねえようなこついいよるけんどんよ、条例の元となったとは平成 2 年議員発議第 1 号を踏襲する悪しき慣習を踏襲するための、地方自治法第 243 条の 2 第 4 項同じく 243 条の 2 の 2 第 4 項の規定に改正して悪しき条例を踏襲するための改正案である訳ですが、つまりこの、専決処分したやつはですね、議会が不承認とした場合でも効力が生じるものなんですよ、専決処分は。そこらへんも分かっておってのことですか。

**○議員（内藤 逸子君）** 中身には関係ないということで提案しております。

**○議員（児玉 助壽君）** この中身に関係ねえ条例がですね、議会の議決権を放棄しですね、現行制度において明らかに権限過剰の長に議決権限を与えるものであります。それが何を意味するかと言いますとですね、議会不要論を招き、議員定数削減論に拍車をかけて、現状はですね、平成2年度には20名おった議員がですね、現状は13名になつとる訳ですが、またこれを踏襲しよつとですね、議会不要論を招き、議員定数削減論がですね、再燃してですね、二元代表制の議事機関である、活発な議会活動を、機関である議会のですね、活発な活動を阻害することにならないのか、議会自ら墓穴を掘り、それに落ちることになる愚かな行為になると思うのですが、そこへんは、分かんとはですか。

**○議員（内藤 逸子君）** そのことには関連しないと思います。

**○議長（河野 浩一君）** しばらく休憩します。午後の会議は1時15分からとします。

午前12時00分休憩

午後1時15分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終ります。

発議第3号地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定についての一部改正について、まず、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（児玉 助壽君）** 発議第3号地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定についての一部改正について、反対の立場に立ち理由を述べ、討論いたします。原案を認めることは、住民の声を代表し議会が議決決定すべき権限を議会自らが放棄し、現行制度において明らかに権限過剰の長に議決権限を与え、専決処分の乱発と独断専行を許すもので、議会不要論を招き、議員定数削減論を再燃加速させるものである。二元代表制の議事機関である議会の活発な活動を阻害する結果を招くものである。すなわち議会自らが墓穴を掘り、それに落ちるといふ愚か者のする行為であります。根本に法律改正等の理由があるとしても、議会自らが平成29年度に制定施行した川南町議会基本条例で議会は合議制の意思決定機関として、一方町長は独任制の機関として互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず対等二元代表制の立場と地位にあると宣言し、議会が議論と合議制であることを強調しているが、原案を発議するにあたり、どれだけの議論を尽くし、合意形成されてきたのか、を問われます。先の臨時会で執行部の説明を聞いただけで議論を尽くすこともなく説明を付度し、本会議初日に何の前触れもなく降ってわいたように賛

成ありきで発議が提出されていますが、専決処分がどういう意味を持ち、二元代表制の議会の将来の地位や立場にどのような影響を与えるのか、との議論も尽くされていないのに原案を認めることは、議会の使命と議決権の放棄であり、自分の理念に反するものであります。従って、原案に反対するものであり、皆様の賛同を求めて討論を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、発議第3号地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定についての一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第27、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第28、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、令和2年第2回川南町議会定例会を閉会します。

午後1時23分閉会

---